

經濟論叢

第137卷 第3号

平田清明教授記念號

献 辞	池 上 惇	
マルクス管見	菱 山 泉	1
比較経済学序説	伊 東 光 晴	12
現代資本主義と経済政策の課題	清 水 嘉 治	33
マルクスのインダストリ論	山 田 鋭 夫	54
スミス世界史像の再検討にむけて	野 沢 敏 治	71
ケネー『経済表』「原表」の マナー・フロー分析	浅 野 清	91
資本における所有・序説	八 木 紀一郎	114

平田清明 教授 略歴・著作目録

昭和61年3月

京 都 大 学 經 濟 學 會

スミス世界史像の再検討にむけて

野 沢 敏 治

序 ヨーロッパ中心史観の克服

「この島に禍あれ！ お前が訪れた日の故に、現在生きておるタヒチ人や将来生まれて来るタヒチ人のすべての上に禍あれ！」¹⁾

ヨーロッパの啓蒙思想家ディドロは、南太平洋タヒチ島の一老人の口をかりて、「お前」＝ヨーロッパ文明を激しく告発した。そして征服と私的所有を、利己心と剰余労働を、キリスト教的禁欲の人為を自己批判した。

スミスもまた、大航海時代以来非ヨーロッパとの接触がもたらしたヨーロッパ文明のこの危機意識を共有する。晩年ディドロの文明批判は青年スミスのものでもあった。『エディンバラ評論』(1756年)でルソーをスコットランドに紹介して以来のものであった²⁾。処女作『道徳感情論』(1759年)で彼は言う。——ヨーロッパ人は非ヨーロッパ人の習俗を見て野蛮だときめつける。しかしヨーロッパの価値基準は絶対的ではない。習慣を異にすれば価値基準は諸国民の間で異なる。中国の纏足に驚くヨーロッパ人は、自分達もこれまで女性の身体を變形させてきたその歴史を忘れている。また環境に影響されて文明人は人間愛の徳に優れているが、未開人は感情抑制の自己否定の徳に優れている。その徳は捕虜となって敵に殺される時に歌う「死の歌」において発揮される。そのような大度をもつ英雄民族のアフリカ黒人を、監獄から出てきたヨーロッパ人の

1) *Ceuvres complètes de Diderot*, éd. par Assezat et Tourneux, t. 2, 1875. 浜田泰祐訳『ブーガンヴィル航海記補遺』, 岩波書店, 1953年, 36ページ。

2) 内田義彦『経済学の生誕』(未来社, 1953年)の「スミスにあたえられた問題」以来、学界の共有財産となった。なお、スミスの郷国スコットランドでの文明—未開をめぐる思想史的問題については次のものを参照されたい。水田洋「スコットランド歴史学派」(内田他編『経済学史講座』1巻, 有斐閣, 1964年所収)。天羽康夫、「ふたつの文明論—アダム・スミスとアダム・フーガソン」、『高知論叢』第15号, 1982年11月。

支配下に置くときに、ヨーロッパ文明の野蛮性が暴露される。奴隷主の前でニグロ奴隷がそのような高貴な徳を示す場合ほど、奴隷が残酷に取り扱われることはない。(第5部「是認ならびに否認の情操に及ぼす慣習と流行の影響について」)——スミスは比較文明的考察をして、ヨーロッパを相対化したのである。

では、ヨーロッパ文明の危機の解決策をディドロはどこに求めたか。人為を捨てて自然に帰れ、か。それは不可能である。ヨーロッパに留まる限り、現実の道徳と実定法に従うほかはない。ただし、文明の不条理をあくまでも攻撃するのだ。こういうディドロ的ジレンマの苦しみを受けとめて、スミスはヨーロッパに内在しつつ人間的自然に適った文明の再創造を図る。その再創造を、彼は、社会体および諸国民間の自然法則を究明する経済学の構築においてはたそうとする。

ディドロはまた、タヒチの老人をして、我々に構うな、放っておいてくれと叫ばせる以外には、南北の問題の具体的解決策をもたなかった。両者は出会わなかったほうが幸福であったと嘆くほかなかった。しかし、ヨーロッパと非ヨーロッパが接触した時点からとにかくも歴史は再開されざるをえないとすれば、対等の諸国民で形成する世界史はどのようにしたら築かれるのか。大航海史を人類にとって有益なものとするにはどうしたらよいか。この問題意識のもとにスミスは『国富論』(1776年)を書く。

『国富論』はまた、ヨーロッパの原罪を指摘した『道徳感情論』とは別に、広く深い視野を獲得する。彼の黒人英雄祝はまだ文学的感傷を免れていなかった。それはまた実証の名で反論を受けやすいものであった³⁾。奴隷主には正義も人間愛もある立派な人物が多く、奴隷のほうこそ非道徳的である、と。奴隷制弁護論者は、ニグロの生きざまを枠づけるものがヨーロッパの本源的資本蓄積のための三角貿易体制にあることに無知であった。そのうえ、なぜニグロはヨーロッパの近代的自由人によって奴隷にされたのか、その原因を皮膚の色や

3) [Arthur Lee], *An Essay in Vindication of the Continental Colonies of America, from a Censure of Mr Adam Smith, in his Theory of Moral Sentiments...* By an American. London, [Arthur Lee], 1764.

人間性という非歴史的要因に求めることは不可能であった。視点は道德から、経済的利害の客観的構造に転換されねばならない。奴隷解放の実質的条件もそこから発見されるだろうから。これはスミス経済学の仕事である。

スミス経済学の生誕の地盤はイギリスを中心とした世界的規模の経済編成の第1次的完成＝危機にある。18世紀半ばの最後の旧帝国主義戦争＝7年戦争によって確立したイギリス重商主義植民帝国、これを批判して解体すること、これがスミスの課題であった。そのスミスの世界史像を検出することが本稿のテーマである⁴⁾。大航海時代以降のイギリス重商主義の発展に対して、イギリス以外のヨーロッパおよび非ヨーロッパの諸国はそれぞれの社会構造や経済発展度の違いに応じて、諸種の対応を迫られた。従属と対抗、参加と依存、等。そしてイギリスの資本蓄積へのその対応の仕方によって諸国の経済発展の仕方が規定された。スミスは現代においても驚くほど新鮮な世界史形成上の視点を我々に提供している。彼は自分の時代に制約されつつも、ヨーロッパに内在してヨーロッパ中心史観を超える努力をする。その自己相対化の努力を、歴史と文化を異にする諸国の同時併存関係のなかにおいてみよう。そして、彼自身もつ問題性をも検出してみよう。スミス世界史像の再検討は『諸国民の富』における市民社会の経済理論的把握の意味を再発掘することにつながると思う。……スミスの視野は地球的規模であった。ブリテンを中心として、ブリテン内スコットランドはもちろん、西はアイルランド、アメリカ植民地からインディアスへ、東はヨーロッパ大陸からアフリカをへて東南アジアへと及んでいた。本稿はそのうちでインドとイギリスとの関わりを一例として取りあげる。

I インドの富（貧）の外生的原因

最初はどうであったか。ヨーロッパの諸列強がアジアに進出した当初は、両者は対等で相互に尊重しあっていた。ヨーロッパはインドと通商するためには、

4) 内田義彦「発端・市民社会の経済学的措置」(『経済学史』、筑摩書房、1970年所収)が先駆的に問題提起をしたが、これまでのスミス研究は不十分にしか取り組んでいない。世界史認識においてスミスを積極的に生かそうとしているのが、E・ウィリアムズやA・C・フランクの諸研

交渉をし、条約を締結しなければならなかった。

それが18世紀のスミスの現在になると、力関係は完全にヨーロッパに傾いていた。特に7年戦争はイギリスのインド支配を決定的にした。イギリス東インド会社が現地政権の保護者となり、重要な政務担当者を任命・解任する実権と地租徴集権を獲得した。イギリスはインドの主権を名目的なものとし、実質権力を握る。(間接統治)なぜインドは不完全主権国にされたのか。

たまたまいギリスの力が優越していたからか。それもある。だがイギリスは海軍力で優れていたが、陸軍力では劣っていた。劣勢の陸軍力でインドを植民地化できたのは、インドの側に付け込まれる原因があったからである。インドは諸侯国に分裂し、一国民を形成できないでいた。インド全体の立場にたってヨーロッパとの関係を見渡す政治家はいなかった。この結果イギリスは、積極的な帝国膨脹策に出なくても、政治的分裂に乗じてインドを植民地化できたのである⁵⁾。

だがインド側にも原因があったのではない。進んで問う。なぜインドはスミスの現在でも、一国民を形成しえないでいるのか。また、かつては人口密で耕作も進んでいると見られていたインドが貧しいのはなぜか。インドの飢饉のニュースがイギリスで報じられる。力と富の面でインドがイギリスに劣るようになったのはなぜか。まずスミスはイギリスとの関係においてインドの富(貧)の本質と原因を研究する。彼はイギリスとの政治・経済両面における対外関係を重視する。彼はインドの側からイギリスを捉え返す。対外関係の担い手は東インド会社であった。

東インド会社の活動は本国にとってどうであったか。会社は仲継貿易を営む

5) 究である。マルクス世界(史)像を中期マルクスの『経済学批判要綱』に内在して発掘した平田清明「循環＝蓄積論と歴史認識」(『経済学と歴史認識』、岩波書店、1971年所収)はスミス研究に多くの示唆を与えている。なお、小林昇氏の重商主義・リスト研究はスミス世界史像の検出のために間接的な照明を与えている。

5) 本稿が参照したインド史研究は次のものである。山本達郎編『インド史』(山川出版社、1960年)の松井透氏執筆部分。松井・山崎編『インドにおける土地制度と権力構造』、東京大学出版会、1969年。深沢宏『インド社会経済史研究』、東洋経済新報社、1972年。

が、18世紀にもなると、前期的商業資本の性格を純粋に保てなくなり、国内初期産業資本の——世紀末になると新興大産業資本の——利害を反映せざるをえなくなる。銀輸出・東インド品輸入の東洋貿易は、イギリス国民的工業品の毛織物輸出・新大陸産銀輸入という大西洋貿易とワンセットになって進展する。しかしそれにしても、産業資本からすれば会社の活動は利害対立的であった。東洋貿易それ自体は自国工業品の輸出をわずかしか行わず、輸入品は香料・茶・陶器等の奢侈品や綿織物であった。輸入品は工業用原料でも労働者用食料でもなく、綿織物は国内毛織物産業と競合した。会社は産業資本の循環 $G-W \leftarrow \begin{matrix} A \\ Pm \end{matrix}$... $P \rightarrow W \rightarrow G'$ に対して独立的な活動をする。会社は銀輸出・東インド品輸入・ヨーロッパ各国への再輸出という $G-W \rightarrow G'$ の活動を行う。

東インド会社の活動はインドにとってどうであったか。スミスの認識した重商主義世界体制は、世界の商店・世界の製造業者としてのヨーロッパ（ヨーロッパの食料・原料供給地としての非ヨーロッパ）であった⁶⁾。ヨーロッパ・非ヨーロッパ間の不平等な垂直的分業体制のなかで、東インド会社はアジアの仲立人の地位を占める。会社はインドの外国商業を独占することで重商主義的な外面の光輝と榮譽を獲得した。しかしその反面でインドは荒廃させられる。スミスはアジアに対するヨーロッパのこの関係行為に人々の注意を促す。どのようにしてインドは荒廃させられたのか。

会社はインド外国商業の独占によって、ヨーロッパ品を高くインドに売りつけ、東インド品を安く買いつける。流通に剰余価値の源泉をみいだす商業資本は、インド商品に不利な交換価値(交易条件)を押しつけ、その結果インドの生産を圧迫する。生産への圧迫はまた直接的でもあった。会社は輸出用綿布の調達のために織布工を集住させて綿布生産を強制することがあった。他方、農業に対して会社は、輸出用農産物生産のモノカルチャ的経済に産業構造(=社会的分業)を編成替えし、現地の伝統的な生産リズムを破壊していく。生産量は輸出価

6) A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, The Glasgow ed., Vol. 2, Oxford, 1976, p. 627.

格維持のために制限され、作付は恣意的な指令を受ける。こうして現地産業は外国市場の動向に依存させられ、自分で自分の剰余生産物を処分する自由を奪われる。モノカルチャ化によって自生植物の生態系も破壊され、地域によっては人口も減少する。会社はインド国内商業にも眼をつける。会社使用人がインド領の自由通関権を濫用して私的な取引をおこない、これが現地経済を混乱させる。

スミスは確かな情報として会社使用人の行状を伝える。使用人はアヘン価格を高く維持するために農民に命じてケン畑を鋤き返し、穀物を蒔かせる。またアヘンでより多くの利潤を得られるとみるや、穀物畑を鋤き返してケンを蒔かせる。この指令経済のもとでは産業間のバランス＝生産力の社会的基盤そのものが破壊され、インドは自立的な経済運営を阻害される。……スミスはインドの将来を予測して言った。もしもこういうことが許されるならば、インドは1、2世紀のうちに完全に破壊されるだろう、と⁷⁾。

スミスは東インド会社の経済活動のみならず、その政治活動の悪影響をも見逃さなかった。会社はインド諸侯国の後見人となり、外交と内政に実質的な主権を行使していた。そして地租徴集権を得て政治機構の末端まで行政を担当していった。キリスト教徒によるこの統治はイスラム教徒による場合よりも善政であったか。それはインドの生産諸力を解放するような統治であったか。スミスは旧ムガル帝国の統治を現在の東インド会社のそれと比較する。彼は、マホメット政府下のベンガルの主権者は土地生産物に比例する地租を得るために、土地改良・耕作改善に関心をもったとみなす。そして土地生産物に広大な市場を提供して生産を刺激させるために、道路・運河建設の公共事業に熱心であったとみなす⁸⁾。理想化されたアジアの主権者。(実は、重商主義的干渉政治に代わって自然的自由が実現するならば復位するだろうと考えられたヨーロッパの主権者。)この主権者のもとでインドは、その政治制度が許すかぎり富を増進させた「停滞的社会」であった。ところが現在インドは、東インド会社の政策

7) *Ibid.*, book 4, chapter 7, section 3.

8) *Ibid.*, p. 838.

によって「衰退的社会」にさせられている。インドがヨーロッパと接触して得たものは、現在のところ、これである。——こういうスミスの認識はヨーロッパ史を相対化し、世界史を構造的につかんでいくうえで重要である。

会社には「主権者」の自覚がなかった。会社は国民の利益を促進する法について観念をもたず、公共事業をおこなわなかった。会社は国民的繁栄のうえに永久的な大収入を得ることをせず、国民的貧困のうえに目前の小利潤を得ていたのである。では、会社に主権者であることを要求しうてであろうか。人間の活動の私的経済部門と公的政治部門との分業のうえに総合をなさねばならない歴史時代にあつて、私人に直接公人であるように要求することは無理である。スミスはそう考える。会社の商人で構成する評議会はその性格からして人々を自然に威圧するような権威をもっていない。それゆえインド人民を服従させるために会社は軍政的・専制的とならざるをえない。真の国益に無知で無関心な主権者、これはスミスからすれば奇怪な概念矛盾であつた。

東インド会社によるインド支配を正当化するイデオロギーが、あのアジア劣等視の偏見であつた。アジアにはヨーロッパ的幸福を支える人間的統治や所有権保護の法律がない、あるのは政治的復讐や大量虐殺、このような社会を開化させるものとして東インド会社の統治がある、……⁹⁾。ヨーロッパ文明帝国主義。

東インド会社はインドを停滞状態から新たな発展状態に移行させることに貢献しなかつた。逆にインドを衰退化させた。ヨーロッパの旧帝国主義はインドに自ら政治力と経済力の培養をはかる時間を与えないままに、インドを植民地化した。インドが自らの歴史を歩むことを阻害したのである。

II インドの富(貧)の内生的原因

発展的社会への移行と国民形成を妨げているインド自身の原因はなにか。そ

9) W. J. Mickle, *The Lusiad*, Oxford, 1776. 東インド会社を擁護するこの著者からスミスは後に2度にわたって批判を受けた。

れをスミス経済理論を用いて析出してみれば次のとおり。

(1)都市と農村との分断的分業

農村共同体が生産する剰余の大部分は土豪地主の地代または中央政府高級官僚への貢租となって吸取される。剰余は農村から都市に流出し、地租徴集者によって不生産的に消費される。農村は剰余生産物を一方的に都市に提供し、その見返りを受けとらない。また農村は一定比率の農・工・サービス間の分業のもとで低水準の自給自足経済を営む。この孤立的共同体（——部分的な商品生産と地域的なカースト協議会の活動をもつが）の上に、土豪地主を介して、貢租徴集国家が立つ。農村は以上のようにして都市から垂直的に分断され、両者の間では商品交換による社会的分業は成立していない。利己心を刺激して拡大再生産を促す交換経済は成立しない。

(2)カースト制

インドには総労働を世襲的に階層分割するカースト制があった。バラモン・クシャトリア・ヴァイジャ・シュードラの4大カースト、大カースト内で分割された小カースト、カースト外不可触賤民。カースト間の結婚や会食は禁じられる。カーストは共同体の一定需要に答えるために先祖代々固定化されてきた分業であって、内部での競争はない。よそ者は排除される。人々はカーストの職業を通じて共同体に貢献し、相互間で協力しあう。彼らはカーストへの帰属意識をもつことで安心感をもち、私的労働と競争を倫理に反することとみなす。人と人を区別するもの、あるいはある人の自己同一性を示すものは、その人の属するカーストである。したがって人々の間に、分限を超えた普遍的な平等意識は成立しない。

スミスから見ればインド貧困の内生的原因は、課税の重圧や封建領主的暴力とは別に、カースト規制にあった。何らかの理由である職業が衰退する場合でも、カースト規制はその職業からの資本・労働の移動を禁じるから、貨幣・利潤は何世代にもわたって自然率以下となる¹⁰⁾。所得が自然率以下の衰退的社会。

10) Smith, *op. cit.*, Vol. 1, pp. 79-80.

ヒンドゥー教に固有のカースト制は富裕にとってのみでなく、ヨーロッパに対して国民意識を要求される時にも、阻害要因となる。丁度スミスが、イングランドに対抗するアイルランド内の宗教差別に見ていたように¹¹⁾。

III 国家によるインド統治の近代化とその限界

インドの貧困の原因は対外的にはイギリスとの政治経済関係にある。イギリス東インド会社による貿易独占と専制的統治にある。イギリスはこれによって重商主義的な光輝と榮譽を得た。インド帰りの大尺の続出。だがインドは反対に悲惨な目に会う。会社経営も乱脈状態が続く。このような会社に今後もインド領の統治と貿易独占を許すべきかどうかが問題となる。前期的商業資本に対して近代国家と近代産業資本が攻撃をする。スミスも東インド会社を批判した。では、現実の国家と資本の側からの会社改革はスミスのものと同じか。スミスの重商主義批判は後の自由主義的政治家やマンチェスター産業資本による改革に影響を与えたのか。内面的には否である。スミスと現実国家・現実資本とはどこが違うのか。スミスによる会社批判の理論的・思想的内実が救い出されなければならない。

会社に対する国家干渉の動機は本国財政の安定という国家主義的なものであった¹²⁾。7年戦争後の国債重圧を逃れ、アメリカ植民地に課した印紙税法の失敗を埋めるために、国家は東インド会社に眼をつける。会社はその時インドの主権者として領土収入を獲得していた。その領土収入の分け前に国家は与ろうとする。インドでの戦争も参加したということの名目にして。そして当初は、会社のインドでの主権と貿易独占を認めたままで、領土収入の一部

11) ガンジーは19世紀末から20世紀初めにかけての一時期、イギリス帝国内にとどまることを通じてインド解放の道を探ることがあった。また彼は、イギリス帝国防衛戦争にインドが参加することで宗派的カースト的に分裂したインドに国民意識を自覚させるという効用を発見することがあった。このようなリアルな一面をスミスももっていた。参照、ガンジー著、蠟山芳郎訳『自叙伝』、中央公論社、1967年。スミス『国富論』第5篇 第3章。

12) 改革をめぐる詳細な研究に次のものがある。L. S. Sutherland, *The East India Company in Eighteenth-Century Politics*, Oxford, 1952.

を国庫に納めさせようとした。この国庫収入を確実にするために、国家は会社に対して種々の「近代的」で「合理的」な改革をおこなう。改革はインドからの領土収入をめぐる帝国関係者の利害に発するものであって、インド自身の要求に発するものでも、インドの利害を考えたものでもなかった。

スミスは一連の改革に終始関心をもち、改革の動きにコメントできる位置にいた。彼が注目したのは1773年規制法による改革である。改革の目的は、会社使用人の大浪費やインド成金の私的富を抑制して本国会社への送金を確実にし、そのことによって国庫への納付を完遂させることにあった。この改革は後年イギリス政府がインド行政を全面的に担当するまでの経過的なもので、これによって政府は会社を間接的にコントロールする。この国家干渉に対して野党ロッキンガム・ホイッグは反対した。野党が恐れたことは、会社を政府の支配下に置く（会社の「自由」な経済活動の侵犯^ノ）ことで増大する国王の地位任命権であり、議会に対する国王の影響力増大であった。名誉革命後^{パトリック・ホーグ}々々として築きあげてきたホイッグ貴族寡頭制の議会の自由、この政治構造^{コンステイテューション}が危険に陥ると野党は懸念する。野党は会社をめぐる緊迫した状況に対して認識不足であったのである。結局トリーのノース政府が改革を推進する。

(1) インド統治の改革

本国に似せて統治の権限や責任が明確に規定され、近代的な官僚機構が導入される。従来分立していた諸管区をベンガル政府に従属させ、ベンガル政府を1総督・4評議員構成の総督体制とする。政府構成員の初代の任命については本国議会が権利を握り、その後5年間については本国政府がコントロールする。カルカッタ市長裁判所は領土拡大とともに訴訟以外の行政をも管轄してきたが、その権限が本来に戻されて明確に規定される。司法と行政との分離。そのうえで新たに最高法院が設立され、判事は国王によって任命される¹³⁾。

(2) 本国会社の改革

まず会社組織の改革。その意図は株主総会と理事会に権威をもたせて堅実に

13), 14) スミスは『国富論』の改訂第3版で1773年規制法を研究して批判する。

行動させることであった。そのために総会での投票資格が500ポンドから1,000ポンドの株所有にまで引き上げられ、株の保有期間も半年から1年に延長される。これらの規定で株が簡単に購入できないようにされ、理事選出等をめぐる株分割や党派争いを抑制しようとしたのである。（しかしこの改革は大株主寡頭支配の反動をもたらず。）理事の任期は1年から4年に延長され、一括的改選も改められる。これによって理事職の実質的でスムーズな遂行が図られる。次に事業運営の改革。会社の債務弁済のために株の配当率は低く抑えられ、利潤の使途が合理的に規制される¹⁴⁾。

以上の改革をうけて1774年、W. ヘースティングズが初代総督に就く。改革による近代的合理化は一応の効果をもたらした。本国の権威に従って動く責任ある官僚機構によって腐敗は減少した。しかしこの改革はインド統治合理化のための技術的なものであって、他ならぬインドの利益になるものではなかった。このことは以下の諸点に見られる。

会社は地租収入からインドでの官僚機構維持費を差し引き、その残りを本国に送る。送られた剰余からロンドン本社の経費が支払われ、株式配当金と国庫納付金が支払われる。この場合本国への送金は銀によってではなく、現地物産によってなされた。仮に銀が送金されてもそれは再びインドに輸出されるから、会社は徴集した金納地租を東インド品に投^{インヴェスト}資し、それをロンドンに送ってそこで剰余価値を実現しようとする。会社は合理的な官僚機構を通じて、なるべく安く大量に東インド品を購入した。この商業資本の活動 $G-W-G'$ が、インドからすれば、不利益であった。年100万ポンド以上と推定された東インド品がインド産業に必要な商品を見返りとして輸入することなく輸出されたのである。これは社会を生産の内部から変える商業 $W-G-W$ ^{フォーメーション} ではない。東インド品は対価なくして持ち去られる。会社は主権者であるならば、インドの生産物に可及的最大の外国市場を与えて最大の価値実現を保障しなければならないのに、外国貿易の重要任務は商品交換にあるのに、（スミス）結局インドで生まれた剰余はインドの外に流出させられ、インドに還流しない。富源の

衰退。こうしてインド統治の近代化は会社の私的乱脈を正すことはあっても、インドを相変らず低開墾の衰退的社会に閉じこめるものであった。

外からの近代化はインドの国民経済的自立を阻害する。この点は徴税機構の改革にも現われる。イギリスはなによりも地租収入を得るという必要に迫られて、インドの土地慣行に無知なままに、自国の法観念をもって徴税機構を作った。イギリスのインドに対する国家の側からの接触はこのようにして始まる。その一例が永代ザミンダリー制である。これは^{ザミンダール}土豪地主をイギリス並に土地資本の投下者と形式的にみなして、その上で永久固定額の地租を納めさせ、納付後の経営努力の成果はその地主のものにするというもの。この形式的近代化は確かにイギリスの地租収入を増大させた。しかしこの制度の実質は前近代的であり、インドの社会経済構造は不健全なものに歪められた。土豪地主は相変らず農民のほとんど全剰余を地代として取りたて、植民地政府は農民を保護しなかった。また都市の商人・高利貸や会社代理人のなかから徴税請負の^{ザミンダール}土地所有者となる者が新たに出て、彼らはいったん自分の経営努力で余裕を作ると、あとは土地を他人に貸して自分は地代を得るだけの寄生地主となる。その地代は寄生地主によってイギリスからの輸入工業品に消費支出され、インド品に対する有効需要となることも、インド内部で生産資本となることもない。こうして農工分業=結合と社会的再生産(スミス)が阻害される。

イギリスは徴税の便宜上、インドの上部構造に外から近代的法関係を持ち込んだ。本国では納税者は土地の私的所有者と観念されていたから、課税のためとにかくも私的所有者が認定されなければならない。この認定作業のなかで、村落共同体の共有地はある私的所有者のものとされ、村の共同相続地はその持分権者のうちの一人に無理に帰属させられて、納税責任者が作られた。直接納税者とされなかった農民は従来の世襲的耕作権や共同相続権を保護されず、不安定な小作人の地位に転落させられた。……イギリス憲法の以上のような導入はインドを内的に発展させる力にはならなかった。スミスの主権者は不在である。

IV 資本によるインド商業の自由化とその限界

では政策を転換して、インド住民の慣習に適合する法律をもって統治しようとする場合はどうか。産業革命の主軸となる新興産業資本が T. ラッフルズという植民政治家を媒介として自由主義的植民政策を推進する。近代的産業資本は自分の資本循環内に外国貿易を組み入れていく。スミスの重商主義批判はこの産業資本による批判と同じ性格のものか？ 現実資本とスミスとの緊張関係を知るために、またスミス重商主義批判の射程を確かめるためにも、時代を意識的にスミス以降の19世紀初めまでとしてみる。

綿工業資本を基軸とする産業革命が自由主義的植民政策への移行を推進させた主体であった。18世紀末から始まる技術革新は生産力を飛躍的に高め、綿工業は狭くなった国内市場を超えて海外市場を欲するようになる。ヨーロッパ諸国は自国の工業建設のために保護貿易的色彩を強めつつあったから、インドに眼が向けられる。インドは綿製品の常用国であった。ところで東インド会社はインド産綿布を輸入してイギリス国内市場を脅しており、インドとの貿易を独占していた。そこでマンチェスター綿工業資本はインド市場を獲得するために旧型商業資本の最後の砦である東インド会社を攻撃する。そして1813年の会社特許状更新のさいにインド市場を開放させる。

問題はここから起こる¹⁵⁾。機械的生産力に優るマンチェスター産業資本は低賃銀を武器としていた土着産業に代わってインド市場を制圧する。だがそれは一時的なもので、インド人民の貧しい購買力の壁にぶつかった。その限界を突破して産業資本 (P) の商品の継続的な価値実現 ($W' - C'$) のために、その商品と交換される等価物がインドに求められる。等価物、それは産業資本が要求する原料 ($G - W_{pm}$) である。しかし東インド会社統治下の現在、過重な地租や不安定な土地保有、交通手段の不備等によって、良質で安価な綿花の生産が

15) 以下、本節は次のものから多くを学んでいる。信夫清三郎『ラッフルズ』、日本評論社、1943年。ラッフルズ自身のものとしては、Raffles, T., *Substance of a Minute recorded by the Honourable Thomas Stamford Raffles*. London, 1814.

妨げられている。そこで、農民の地位を保障して市場向け生産を刺激するような土地改革が要求される。改革要求の主体はインドにはなく、イギリス・マンチェスター商業会議所にあった。世界の中核資本主義国となりつつあったイギリスの産業資本は、自己の資本蓄積にインドを組みこもうとする。産業資本の要求を受けて東南アジアに土地改革を実行したのが、ラッフルズであった。

ラッフルズは重商主義的植民政策を批判し、自由貿易と開明的植民政策を遂行した。奴隷貿易の廃止、胡椒強制栽培の自由栽培への転換、シンガポール自由港の建設、等々。これらの施策によってアジアの耕作者は勤勉を刺激させられると彼は認識する。彼はまた東インド会社から統治機能を分離して、会社を商業にのみ専念させ、商業についても個人商人と競争させようとする。

だがこのあまりにもスミスの自由主義はスミスの内実と異なるものであった。ラッフルズの意図はアジアをイギリス資本主義の律動に包摂することであった。シンガポール自由港の建設にして、そうであった。自由港建設→安価なイギリス綿製品の大量流入＝中国からの大量需要→東インド会社と中国商人の独占突破→「公正な競争」による中国市場制覇→中国における農業・織布小規模結合の経営破壊→中国向けインド綿花のイギリスへの方向換え。ラッフルズ＝イギリス産業資本の自由貿易戦略はここにあった。東南アジアもインド・中国も直接世界市場に向き合わせられ、村落共同体の自給的経済は打撃を受けた。その経済的打撃のあとにアジアは新しい経済関係を自分で築くことができたか。できなかった。イギリスの自由貿易はアジアに対する新たな帝國的進出であった。

植民政治家ラッフルズはジャワ島の土地改革にさいして次のような世界史認識をもった。——ジャワは他よりも進んだ文明段階の封建社会に位置している。そこでの封建的賦役を廃止し、農民と永代借地・定額地代の契約を結び、農民に国内商業を開放せよ。独立自営農民を創出して自己労働の成果を保障し、勤勉を刺激せよ。そうすれば、勤勉・節約に励む者とそうでない者との間の競争で分解が起こり、資本・賃労働の近代的社会関係が生まれる。そこにヨーロッパ

ッパ製品の有望な市場が形成される。(西ヨーロッパ史のジャワへの導入。)

ヨーロッパ史が世界史を指導する。この歴史観はリストやウェイクフィールドに先行する彼の組織的植民論でさらに明白である。——私的所有を法原理とする資本・賃労働関係の社会に、共同所有社会を急速に転換させることはできない。そこでヨーロッパから直接に資本と賃労働を移転させることが考えられる。本国で過剰な資本は活動的企業者に貸し出され、資本はヨーロッパ向け熱帯性生産物の生産に投資される。労働力はヨーロッパからの移民および現地人によって供給される。現地で労働力を得るためには、土地改革と連動して農村に余剰人口を発生させなければならない。農場建設のための組織的植民は工業品への需要を創造する。だが現地製造業は抑圧されるから、イギリス工業品が需要を満たすことになる。——組織的植民はアジアに第一次産品生産と工業製品輸入の国際分業を強いることになり、植民地の自立的発展を抑えることになる。ラッフルズの旧帝国主義批判は新たな帝国の建設であった。

土地改革は失敗する。土地改革をジャワ内部の工業発展と連動させて考えなかったからであり、なんといっても改革対象のジャワ社会に対する認識を誤ったからである。課税対象としてジャワを見、納税者＝私的所有者を確定するという目前の実務的要請が、現地文化に理解があったと言われるこの植民行政者の対象認識を誤らせた。彼はジャワに共同体所有を見ることができず、ジャワをヨーロッパの封建社会段階にあるものと見た。彼は征服者サルタンの主権者所有をジャワの基本的土地所有形態とみなす。ヨーロッパの観念からすれば所有の本性は地代の最終的取得にあり、その取得のための絶対的な権威行使にあった。この観点からすればジャワの所有者は主権者以外にはなく、農民の世襲的占有や村落首長の世襲的地代徴集は所有権を構成するものとはみなされなかった。主権者が唯一の所有者で、他はすべて彼の財産であるとみなされる。(アジア的専制主義観) そうみなしてラッフルズは、イギリス政府がサルタンに代わって主権者＝土地所有者となり、中間の村落首長を排除して直接に農民を掌握するというライオットワリー制を導入する。それが対象社会に適合的で

あると考えたからである。彼はヨーロッパの単婚家族の観念に災いされ、小家族による耕作労働を見てもそこに個別的の所有しか認めることができず、大家族が経済単位であることや、真の所有者が村落共同体にあることを認識できなかった。土地は実際には氏族員に属し、祖先が氏族員の土地に対する権利を保障する。だから土地の割替えが氏族員の間でおこなわれる。この共同所有制の基盤の上に征服主権者の貢租徴集国家が立っている。ラッフルズはこのことを見てとれなかった。

ラッフルズの非ヨーロッパ社会認識はその方法において誤まっていた。18世紀の啓蒙主義者のある者がアメリカ・インディアンやアフリカ・ニグロを認識した場合と同様に、ラッフルズは対象を客観的に視る。社会慣行・言語・自然資源の観察、龐大な資料と情報の収集、それらの体系的知識化、……。彼は現地文化の「良き理解者」として、アジア言語研究のためのシンガポール・インスティテューションを設立し、マレー人のためのマレー語によるマレー学校を計画する。これらの「科学的」で「人間主義的」な人類学研究は、しかしながら、対象社会の統治につながるものであった。有効な統治のための科学研究、帝国建設の実務に役立つ対象合理的な研究。対象社会の発展段階を確定しようとする歴史研究も、発展段階に適合する統治技術を見つけるためであった。ラッフルズの「科学的」認識は実務優先の表面的な性格を免れることができず、ヨーロッパ中心史観にとどまっていた。だから「科学的」行政も失敗に終ることが多かった。

スミスは人航海時代以降の重商主義に、非ヨーロッパの貿易商人・工業者としてのヨーロッパを見ていた。この世界史はその起動力を機械制人工業におく自由主義段階になっても変らなかった。植民地行政家は対象社会をヨーロッパ的資本制社会に向かう単線的な発展段階の一段階に位置づけることで満足し、それが種々の歴史局面を絡み合わせた重層構造にあることを理解しなかった。対象認識自体、対象社会を構成する一人々々の感情や行為にまで踏み込むことがなかった。それは対象それ自身の口から自分に対する認識を語り出させる

共生的認識方法をとるものでもなかった。だから科学的体裁をとったラッフルズの認識は統治の具にはなりえても、一人々々の社会認識・世界認識を内側から促すものとは反対の方向をとる¹⁶⁾。……ラッフルズはスミスから遠い。

V スミスのインド改革構想

東インド会社の改革にスミスはどうか対応したか。その対応に彼の世界史像が見られる。スミスは後のドイツ歴史学派によって批判されたように、世界主義的言辭のもとにイギリス産業資本の帝国主義的膨脹を推進したのではなかった。だがそれにしてもスミスは、世界市場での自由貿易関係がもたらす現実を予測することにおいて誤まりなきことはなかった。同じことになるが、現実の政策と現実の資本はスミスの理論と思想を裏切った。この両側面に注意する必要がある。

スミスは眼前の東インド会社改革案に代えて自分の改革案を提示する。「見えざる手」の導きに信頼するスミスは、人為を、改革一般を否定するのではない。現実の社会的困窮を前にして自由放任を主張するものでもない。スミスからすれば、これまでのどの改革も歴史に足を踏まえず、社会と国家との関係やインド自身の利益を考えない不徹底なものであった。事物の自然に合う自然的自由の社会を世界的規模で再建するにはいかにしたらよいのか、またはどうしなくておればよいのか。こう考えて彼は改革案を出す。

もしもイギリスがインドから収入を得ようとするのであれば、真面目に自国の国庫収入のことを考えるのであれば、主権者のものは主権者に、社会のものは社会に帰せよ。このようにスミスは考える。

政府与党も野党も会社の改革をめぐることは、ナショナルリスティックな利害や

16) 『国富論』は読者諸個体にそのような認識を促す書であった。参照、内田義彦、「アダム・スミス——人文学と経済学」(『作品としての社会科学』、岩波書店、1981年所収)。酒井進、「アダム・スミスの経済学と修辭学」(上)(下)、『専修経済学論集』第17巻第3号・第19巻第1号、1983年3月・1984年7月。なお、現代インドの農村社会を内側から理解するのに次のものは好著である。ブラフル・モハンティ著、小西正捷訳『わがふるさとの「インド」』、平凡社、1975年。

国内政治の党派的利害に視野を限定されていた。スミスはその両者を批判する。実定法は東インド会社に直接インドの公人であるように要求していた。しかしこれは歴史に反する改革である。したがってそれは効果がなく、余計で小手先のものである。スミスはそう考える。封建社会以前の社会や共同体のなかに混合していた公的活動は、他社会との交通や分業・資本蓄積の進展とともに、それ自体を市民社会から分離し、市民社会の発展のためにその機能を限定していく。この市民社会史に反して、社会の私人に対して同時に公人であるように要求することは無理である。無理に要求すればそれは人間的自然に背くことになる。また会社利潤の用途を国家が監督して経営を改善させる試みにも無理がある。会社が経営改善の意欲をもつのは、資本の果実を自由に享受できて、上からのコントロールを受けない場合である。こう認識してスミスは、共同体→市民社会のヨーロッパに内在した以下の改革案を出す。インド領の統治権を東インド会社から取り上げて主権者のものとせよ。統治の眼目は所有の安全に置き、インド内外の通商を自由に戻せ。そうすればイギリスは自分の憲法精神に矛盾することなく、インド自身の利益と本国の利益の双方を獲得しうらだろう。

主権者、それを実体的に特定することは難かしい。それは現実の国王ジョージやトーリー政府、ホイッグ貴族を直接に指すものではない。それは理念的なものである。だが理念的といっても、抽象的で社会超出的なものではない。それは、自然的自由の歴史に内在して3つの公活動（防衛・所有権保護・公共事業）にその機能を限定する社会内的なものである。そしてそれは現実政治家に要請された概念である。この主権者概念に近いものをスミスはアジアに、東インド会社による統治以前のインドの主権者に、投影して見ていた。

この主権者のもとでのインドの将来をスミスは次のように構想する。まず、国内取引の自由→(i)土地生産物に対する有効需要増大→土地生産物の量と価格の増大→地代増大→地租増大。国内取引の自由→(ii)当面は製造業品価格上昇→生産刺激・競争増大→分業と技術の導入による労働生産力の増大→長い眼でみれば製造業品価格下落→消費者と農業階級の利益。こうして主権者はインドの

農工兩部門の生産者と消費者の利益を促進することになる。これは主権者の収入にとっても利益である。次に、広範な外国商業→先進国の技術利用の機会増大→自力による技術革新→工業国インド→ヨーロッパとの水平的分業による相互的利益の増大¹⁷⁾。

スミスの主権者概念と統治の内実は以上であった。概念と内実をそのようにするためには当然、またスミスの将来予測が当るためにはスミスに沿ってみても、以下の条件が必要となるであろう。——農業剰余の大部分を吸収する徴税体系の廃止、末端直接生産者の所有安全。これによって農業剰余は地租徴集者や不在地主によって不生産的に消費されることなく、農村に還元されて資本化されうだろう。(資本投下自然的順序の回復) またこれによって、垂直的に分断されていた都市と農村との間に相互依存的な分業が形成されるだろう。(商品交換に基く社会的分業=社会的再生産過程の進展) 内外の広範な商業によるカースト的・宗派的分業の崩壊。これによって資本と労働の自由移動が回復し、所得の自然率が回復される。(自然価格の形成) ……こうして形成される社会的分業と国内市場の形成は普遍的意識が育つための経済的条件となる。最後に、インヴェストメント行為の廃止。これによって等価交換は回復し、インドの富源は確保される。

インドの将来、結局これはスミスがヨーロッパの歴史に内在して救い出した市民社会である。『国富論』経済理論篇が分析した世界である。しかしこれがヨーロッパ中心史観の押しつけてでないことは、現実のインド改革の歴史を見てみればわかる。その後の歴史はどうであったか。1784年ピットによるインド改革は政府監督局のコントロールのもとで会社の貿易独占を許可した。ラッフルズの自由主義的植民政策がインドをイギリス産業資本の循環に従属させるものであったことは前述のとおり。会社独占の全面的廃棄は1833年、イギリス国王によるインド領の直接統治は1858年。だがイギリスはセポイの反乱の経験から、インドの伝統的制度を尊重して民族運動の興隆を阻止しようとする。カー

17) Smith, *op. cit.*, book 4, chapter 7, section 3.

ストは統治を有効に維持するために温存され、利用される。

結 語

現実にはスミスを裏切った。現実の資本と国家は自己の利害からスミスをバラバラにして利用した。スミスの自由貿易論も主権者論もその実質を抜きとられ、バランスのとれた産業構造の形成や富国間の水平的分業の構想とは無関係に、歪められて受容されていった。スミス以後の歴史はスミスによってなお批判されている。

だがスミスに対して不満はこのころ。自然的主権者や自然的自由貿易のもとでのインド・イギリス相互の利益を説く場合、流通条件よりも生産条件のところでもっと平等を考えるべきであり、ヨーロッパ市民社会とは異質のインド共同体にもっと留意すべきであっただろう。後発資本主義国や前資本主義国を先進資本主義国の富と力に比肩させるためには、前者にそれだけの時間的余裕と固有の政策をとらせることを後者が認めなければならないことに、もっと注意すべきであっただろう。

スミスは自分の改革プランが現実の私的利害や偏見に妨げられて実現不可能なユートピアであることを自覚していた。自覚しつつ、なおそのユートピアを構想しつづけた。もしもイギリスがどこまでもインドから収入を得たいのであれば、重商主義的な植民帝国主義を廃棄してインドが発展的社會に向かって離陸するような統治体制をとれ。それが筋のとった合理的政策である。だがもしもそれができないというのであれば、——実際にできなかったのであるが——最後の最後にアメリカ植民地放棄の提案をした場合と同じく、スミスは次のように言わないであろうか。イギリスはインドを放棄せよ、と。

『諸国民の富』の世界史像が、インド以外の他諸国民をも視野に入れて、具体的に総体的に描かれるべきであると思う。